

山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市条例第 1 5 号

山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例

山鹿市都市計画税条例（平成 1 7 年山鹿市条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 7 項」を「附則第 1 5 条第 3 6 項」に改める。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 8 項」を「附則第 1 5 条第 3 7 項」に改める。

附則第 7 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 4 2 項」を「附則第 1 5 条第 4 1 項」に改める。

附則第 1 8 項中「から第 3 4 項まで、第 3 7 項、第 3 8 項、第 4 2 項若しくは第 4 5 項」を「、第 3 3 項、第 3 6 項、第 3 7 項、第 4 1 項若しくは第 4 4 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の山鹿市都市計画税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 6 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。